

公告第74号

次のとおり制限付一般競争入札を執行する。

令和6年4月30日

郡山市長 品川 萬里

第1 制限付一般競争入札に付する事項

1 契約件名	プリント出力サービス基本単価契約
2 施行場所	郡山市が指定する場所
3 契約期間	契約締結の日から令和12年2月28日まで
4 使用期間	機器設置の日から令和12年2月28日まで
5 設置期間	契約締結の日から令和7年2月28日まで
6 概要	プリント出力のためのプリンタ本体の提供、プリンタ周辺機器及びプリンタの設置業務に係る費用（搬入、据付、調整、発注者の組織改編等による移設、使用期間終了後の撤去及び契約解除等の撤去を含む。設置の際に必要な消耗品等を含む。）、保守費用（修繕費用及び故障時の代替機の提供を含む。）、消耗品等の供給（用紙を除く。）及び職員への操作教育を含む、プリント1枚当たりの単価契約
7 支払条件	毎月末においてプリンタごとの使用枚数の集計を行い、ミスプリント等の枚数を控除した枚数に契約単価を乗じて得た金額（1円未満切捨て）による月払
8 その他	本件は、紙による入札により執行するものとする。

第2 入札手続に関する日程等

内容	日時（期間）	手続方法等
1 仕様書等の配布期間	公告の日から 令和6年5月14日（火）まで	電子メールにより送付
2 仕様書等に関する質問期間	公告の日から 令和6年5月10日（金） 午後4時まで	電子メールにより質問書を提出
3 質問の回答期限	令和6年5月14日（火）	郡山市ウェブサイトにおいて回答を公表
4 入札参加申請期間	公告の日から 令和6年5月14日（火） 午後4時まで	提出又は郵送により申請
5 入札参加資格確認結果通知期限	令和6年5月17日（金）	郵送又は電子メールにより通知

第3 入札執行場所及び日時

- 1 場所 郡山市役所 西庁舎4階 政策開発部DX戦略課
- 2 日時 令和6年5月21日（火） 午前10時

※郵便及び電報による入札は認めないので、当該場所及び日時に集合すること。

第4 入札に参加する者に必要な資格等

本件に参加することができる者の資格は、次の各項に掲げる全ての要件を満たすこととする。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 2 令和5・6年度郡山市入札参加有資格者名簿に登録があり、郡山市内に本社又は営業所を有し、機器に故障等が発生した場合に速やかに対応できる者であること。
- 3 郡山市工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成13年4月24日制定）、郡山市物品調達契約に係る指名停止等措置要綱（平成20年12月1日制定）及び郡山市建築物等維持管理業務委託に係る指名停止等措置要綱（平成20年12月1日制定。以下「指名停止要綱」と総称する。）に基づく指名停止期間中の者（入札日までに指名停止基準に該当することとなった者を含む。）でないこと。
- 4 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生手続終結又は再生手続終結の決定を受けた者については、当該更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- 5 役員等が郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第2条第2号に規定する暴力団員又は第8条に規定する社会的非難関係者と認められる者でないこと。
- 6 入札参加者の所在地の自治体が定める指名停止等措置要綱に基づく指名停止期間中の者でないこと。

- 7 公告日から過去2年以内に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、これを全て誠実に履行し、かつ、当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる者であること。なお、対象となる契約の終了又は継続中は問わない。

第5 仕様書、各様式の配布方法

入札参加を希望する者（入札参加資格を有しないことが明らかである者を除く。以下「入札参加希望者」という。）に対する、本業務に係る仕様書等（以下「仕様書等」という。）の写しの配布は、電子メールの送付にて対応する。そのため、入札参加希望者は、件名に「プリント出力サービス基本単価契約に関する仕様書等希望」、メール本文に担当者名等を記載し、政策開発部DX戦略課宛てまで電子メールすること。なお、郵送、ファクシミリ等による配布は行わないものとする。

第6 仕様書等に対する質疑応答

- 1 仕様書等に対する質問がある場合は、本公告中第2の2に掲げる期間内に仕様書等質問書を政策開発部DX戦略課宛てまで電子メールにより提出するとともに、到達確認のため電話で報告を行うこと。

郡山市政策開発部DX戦略課

メールアドレス dx-st@city.koriyama.lg.jp

電話番号 024-924-2511

- 2 質問に対する回答は、令和6年5月14日（火）までに質問者に回答するとともに、郡山市ウェブサイトに掲載するものとする。

第7 入札参加の申込み

- 1 入札参加希望者は、仕様書等の内容を確認した後、本公告中第4に掲げる資格基準について、入札参加申請書及び入札参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）を市長に提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。（申請書等は郡山市ウェブサイトからダウンロードすること。）なお、期限までに申請書等を市長に提出しない者又は入札参加資格を有しないと認められた者は、入札に参加することができない。

2 申請書等の受付

(1) 期間 令和6年4月30日（火）から令和6年5月14日（火）まで（郡山市の休日を定める条例（平成2年郡山市条例第7号）第1条に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除く。）

(2) 時間 午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 場所 郡山市政策開発部DX戦略課において行う。なお、郵送の場合は、書留等の配達完了の確認ができる方法によることとし、入札参加申請期間内に到着したものに限る。

3 確認結果の通知

市長は、入札参加資格の確認を前項に定める申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は入札参加資格確認通知書により令和6年5月17日（金）までに通知するものとする。

4 入札参加の辞退

申請書等の提出後に当該参加申込みを辞退する場合には、入札辞退届を提出すること。

第8 入札保証金

免除とする。

入札保証金の納付が免除になった者が落札者になった場合において、落札者が契約を締結しないときは、入札保証金の全部を免除された者は、入札金額の100分の5に相当する額を納めること。

第9 入札書に記載する金額

- 1 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税の額を加算した金額をもって落札価格とするため、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税の額を含まない金額を入札書に記載すること。
- 2 入札書に記載する金額については、プリント1枚当たりの単価金額を円単位で整数又は小数点以下第3位まで記載すること。（整数の場合は、小数点以下に「0」を記載すること。）

第10 入札の中止等

- 1 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

第11 入札の無効

本公告に示した入札参加者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

第12 落札者の決定等

- 1 落札者は、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札した者とする。ただし、落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。
- 2 入札回数は、原則2回を限度とする。ただし、再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約とすることがある。（見積書の提出は原則2回を限度とする。）
- 3 入札結果は郡山市ウェブサイトに掲載するものとする。

第13 契約締結及び契約書の作成

- 1 落札者の決定後、速やかに行わなければならない。
- 2 落札決定から契約締結までの間に、落札者が次のいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがある。
 - (1) 本公告中第4に掲げるいずれかの要件を満たさなくなったとき。
 - (2) 指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けたとき。（指名停止基準に該当することとなったときを含む。）
 - (3) 契約の履行が困難であると認められる事由が生じたとき。

- 3 前項の規定により契約を締結しなかった場合に生じる損害については、郡山市は一切の責めを負わないものとする。
- 4 契約書は郡山市が作成するものとする。

第14 契約保証金

免除とする。

第15 入札に関する注意事項

- 1 入札書及び委任状には契約件名を記載すること。
- 2 代理人が入札を行う場合で、委任状の提出がない場合は、入札に参加することはできない。
- 3 その他必要な事項は、郡山市契約規則（昭和40年郡山市規則第49号）による。

第16 その他

- 1 この入札又は契約に関して要した費用については、全て入札参加申請者及び入札者の負担とする。
- 2 入札参加者及び入札者は、入札後に、本入札公告及び仕様書等の内容について、不知を理由として異議を申し立てることはできない。
- 3 本件は、郡山市公契約条例（平成28年郡山市条例第64号）に規定する公契約であることから、当該条例の趣旨をよく理解し、遵守すること。
- 4 その他不明な点については、郡山市政策開発部DX戦略課（電話番号 024-924-2511）まで問い合わせること。